

早期退職者の募集及び認定結果の公表

令和7年4月7日

新城市長 下 江 洋 行

新城市職員の退職手当に関する条例（平成17年条例第58号）第8条の2第17項の規定に基づき、令和6年度に実施した早期退職希望者の募集及び認定について、募集実施要項及び認定を受けた応募者の数を公表する。

1 募集実施要項

別添のとおり

2 認定を受けた応募者の数（教育委員会等の各執行機関分を含む。）

1人

令和 6 年度新城市職員の早期退職に係る募集実施要項

1 趣旨

この要項は、新城市職員の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、令和 6 年度に早期退職者の募集（新城市職員の退職手当に関する条例（平成 17 年新城市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による募集をいう。）を行うに当たり必要な事項を定める。

2 募集の対象

一般職に属する職員（医師及び歯科医師を除く。以下「職員」という。）で、令和 7 年 3 月 31 日現在における勤続期間が 25 年以上、かつ、年齢が 55 歳以上 59 歳以下の職員とする。ただし、次の職員は、募集の対象としない。

- (1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
- (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 29 条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日を受けている者又は募集の期間中に受けた者

3 募集人数

5 人以内

4 募集の期間

令和 6 年 5 月 10 日（金）午前 8 時 30 分から
令和 6 年 6 月 7 日（金）午後 5 時まで

5 退職日

令和 7 年 3 月 31 日

6 優遇措置

早期退職者に係る退職手当の基本額は、条例第 5 条の規定に基づいて算出する。
また、条例第 5 条の 3 の規定に基づき、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例（定年前 1 年につき 3 %加算）を適用する。

7 応募又は応募の取下げに係る手続

- (1) 応募をしようとする職員は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（様式第

- 1。以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、募集の期間内に各所属長を通じて秘書人事課へ提出する。
- (2) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（様式第2）を応募申請書と同様の方法で提出する。
- (3) 応募をした職員（以下「応募者」という。）が募集人数を上回った場合には、選考により認定又は不認定を決定する。
- (4) 上記(3)以外の理由で応募者を不認定にする場合は、次のとおりとする。
 - ア 応募者がこの募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募者が応募後に法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
 - ウ 応募者に懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合、その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する市民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 応募者を引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 応募者には、令和6年7月31日（水）までに認定又は不認定の通知書を交付する。

8 募集に関する問い合わせ先

企画部秘書人事課 担当：小柳津

電 話：23－7619（直通）

内 線：60124

電子メール：[jinji@city.shinshiro.lg.jp](mailto:jinja@city.shinshiro.lg.jp)